

(性別の取扱いの変更審判申立て)

## 申立ての手続について

### 1 管轄 (どこの家庭裁判所に申立てをすべきか)

性別の取扱いの変更の審判を求める人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立ててください。

### 2 申立てをすることができる人

性別の取扱いの変更を求める**本人**です。

### 3 申立てに必要な書類及び費用等

#### (1) 申立てに必要な書類

- 申立書 (記載例を参考に簡潔に記載してください。)
- 戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

(申立人の出生から現在に至るまでの連続した戸籍謄本等が必要です。わからない場合には区役所等の戸籍係にその旨を相談して取り寄せてください。また, 過去に子がいたが, 現に子がいない場合は, それを証明するための戸籍謄本等も必要となります。)

- 診断書 (4をお読みください。)

#### (2) 申立てに必要な費用等

- 収入印紙 **800円分**
- 郵便切手 **2300円分**

(500円×2枚, 110円×5枚, 100円×10枚, 50円×5枚, 20円×5枚, 10円×5枚)

### 4 診断書について

法律で定めた性同一性障害の診断を的確に行うために必要な専門的な知識・経験を有する精神科医など**2人以上の医師の一致した診断**が必要です。そのような医師に依頼して作成してもらい, 申立書とともに提出してください。

2人以上の医師が連名で診断書を作成せずにそれぞれ別々に診断書を作成する場合には, 交付した診断書の用紙をコピーして使用してください。なお, その場合, それぞれの医師に診断書の用紙の全項目について記載するよう依頼してください。

### 5 その他資料について

全部又は一部が外国語で記載された書面を提出するときは, その翻訳書を付けてください。